



# 和歌山市公報

令和7年（2025年） 1月6日  
1790号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【告示】

番号	ページ
（令和6年）	
477 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・	(市民自治振興課) 2
478 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・	(市民自治振興課) 3
479 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づく 指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(高齢者・地域福祉課) 4
480 公示送達（令和6年度国民健康保険料更生通知書及び国民健康保険料納入通知書 ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(国保年金課) 5
481 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づく 指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 6
482 和歌山都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・	(都市計画課) 7
483 公示送達（令和5年度介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和6年度介護 保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・	(介護保険課) 8
484 公示送達（令和6年度第2期、第4期及び第5期国民健康保険料督促状）・・・ （令和7年）	(国保年金課) 9
1 身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 10

### 【公告】

○ 和歌山農業振興地域整備計画案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・	(農林水産課) 11
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・	(都市計画課) 13

### 【教育委員会告示】

1 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課) 14
----------------------------	------------

和歌山市告示第477号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月24日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
船所自治会	代表者の氏名及び住所	楠見 皓生 和歌山市船所174	楠見 勝 和歌山市船所132-1	令和6年4月21日

(令和6年12月24日揭示済)

和歌山市告示第478号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月24日

和歌山市長 尾花正啓

	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
船所自治会	区域	和歌山市楠見中1番11、楠見中190番地10、楠見中190番地11、船所1番地7から船所241番地3まで。	和歌山市船所1番地5から船所241番地3まで、楠見中190番地10、楠見中192番地11とする。ただし、船所50番地から54番地18まで、70番地から105番地17まで、106番地1から106番地17まで、159番地1、159番地2を除く。	令和6年12月24日
	主たる事務所の所在地	和歌山市船所25番地8	和歌山市船所25番地8（船所自治会館）	

（令和6年12月24日揭示済）

和歌山市告示第479号

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年条例第4号）第7条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月24日

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市西庄ふれあいの郷	公益社団法人 和歌山市シルバー人材センター	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

(令和6年12月24日揭示済)

## 和歌山市告示第480号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	種 別	備 考
令和6年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和7年1月24日に変更する。
令和6年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和7年1月24日に変更する。

(別紙省略)

(令和6年12月25日揭示済)

## 和歌山市告示第481号

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年条例第4号）第7条第1項の規定により指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山市営中央駐車場	大揚興業株式会社	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
和歌山市営北駐車場	大揚興業株式会社	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
和歌山市営城北公園地下駐車場	富士警備保障株式会社	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
和歌山市営けやき大通り地下駐車場及び和歌山市営けやき大通り地下自転車等駐車場	大揚興業株式会社	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(令和6年12月25日揭示済)

## 和歌山市告示第482号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年12月26日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画生産緑地地区の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域  
追加する部分  
和歌山市新在家字百姓目、井辺字野元 の各一部  
  
削除する部分  
和歌山市鳴神字鳴武、松島字上ノ垣内 の各一部
- 3 都市計画の縦覧場所  
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

(令和6年12月26日揭示済)

**和歌山市告示第483号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年12月27日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和6年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和6年度第7期の納期は、 令和7年1月6日に変更する。
令和5年度	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

（別紙省略）

（令和6年12月27日揭示済）



**和歌山市告示第484号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年12月27日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和6年度	第2期 第4期 第5期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和7年1月6日に変更する。

(別紙省略)

(令和6年12月27日揭示済)

## 和歌山市告示第1号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月6日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
中野 省吾	消化器内科	肝臓機能障害、 小腸機能障害、 直腸機能障害	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 四丁目20番地	令和7年 1月1日
藤田 啓誠	循環器内科	心臓機能障害	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 四丁目20番地	令和7年 1月1日
井関 景子	内科、 腎臓内科	腎臓機能障害	医療法人卓麻会 宇治田循環器科内科	和歌山市榎原 204番地8	令和7年 1月1日

(令和7年1月6日揭示済)

## 公 告

和歌山農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第11条第1項の規定により、当該変更に係る農業振興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を令和7年1月6日から令和7年2月4日まで和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に和歌山市民は、法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定に基づき和歌山農業振興地域整備計画案に対して、和歌山市に意見を提出することができる。

また、和歌山農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、法第13条第4項において準用する法第11条第3項の規定に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、上記の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山市にこれを申し出ることができる。

令和7年1月6日

和歌山市長 尾花正啓

### 1 意見書の提出先等

#### (1) 提出先 郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

#### (2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和7年2月4日（郵送にあつては、同日の消印のあるものまでとする。）

#### (3) 提出に当たっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできない。

イ 意見書には、個人の場合にあつては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、和歌山農業振興地域整備計画の変更の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。

#### (4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ和歌山農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとする。なお、その際には、和歌山農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表する。

### 2 異議申出の際の提出先等

#### (1) 提出先 郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

#### (2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和7年2月19日（郵送にあつては、同日の消印のあるものまでとする。）

#### (3) 提出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他権利の種類

- 及びその者の氏名又は名称及び住所
- エ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
  - オ 異議申出の趣旨及び理由
  - カ 教示の有無及びその内容
  - キ 異議申出の年月日

(令和7年1月6日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年1月6日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市栗栖字徳井46番3、47番4、49番、50番1、51番1、51番3、岩橋字小路1056番3、1057番4、1058番1、1059番2、1088番、1089番	和歌山市橋向丁32番地 株式会社あかりホーム 代表取締役 木村 亘

(令和7年1月6日揭示済)

## 和歌山市教育委員会告示第1号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和7年1月6日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和7年1月9日（木） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
  - (1) 12月定例会市議会について
  - (2) 和歌山あけぼの中学校の校章デザイン選定について
  - (3) 第三次和歌山市子供読書活動推進計画の策定について
  - (4) 令和6年度和歌山市児童生徒文化奨励賞の受賞候補について
  - (5) 令和6年度和歌山市川端龍子賞等の受賞候補について
  - (6) その他

**【 正 誤 】**

令和6年3月22日付け和歌山市公報号外第4号正誤表

ページ	行	誤	正						
9	上から1行目	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">日曜日、土曜日 及び休日1面1 時間につき</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">2,000円</td> </tr> </table>	日曜日、土曜日 及び休日1面1 時間につき	2,000円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">平日1面1時間 につき</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td>日曜日、土曜日 及び休日1面1 時間につき</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> </table>	平日1面1時間 につき	1,800円	日曜日、土曜日 及び休日1面1 時間につき	2,000円
日曜日、土曜日 及び休日1面1 時間につき	2,000円								
平日1面1時間 につき	1,800円								
日曜日、土曜日 及び休日1面1 時間につき	2,000円								